

# 年頭にあたってのあいさつ



富士河口湖町長 小佐野常夫

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、町政に対しまして、暖かいご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年3月に上九一色村南部地域と合併し、新生富士河口湖町となっております。ようやく1年が経過するところであります。本町は、富士山の周囲の約4分の1と、4つの湖を有する、豊かな自然環境に恵まれた広域な町となり、人口も着実に増加し、町も確実に発展してきております。

皆様ご存知のとおり、最近の自治体を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。新町の基盤をより強固なものとするためにも、行財政運営の効率化を積極的に進めるとともに、全ての地域に均等に施策が行き渡るよう留意しながら、包括的な施策の見直しと整理・統廃合を推進してまいります。

また、合併による地域間・住民間交流を促すためにも、当町の恵まれた環境を活かし、既存の資源を最大限に活用して地域の特色を生かした中で、町全体がさらに活性化するための施策を展開してまいりたい所存であります。昨年以上に町民の皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## まちづくりビジョン

- 快適で住みよいまち
- ゆとりある文化のまち
- 人と地球にやさしいまち
- 明日へ伸びゆく産業をめざすまち
- 健全行政のまち

## 345名が新成人に

1月7日(日)、勝山ふれあいセンターにおいて、第4回富士河口湖町成人者のつどいが催されました。

今年、富士河口湖町で新たに新成人となったのは345名。この他、進学等の事情により、一時住所を移している新成人者も加わり、盛大かつ厳粛に成人式、記念事業が行われました。

式典では、成人者の代表として、船津地区の古屋麻美さんが、「周囲の人々への感謝の気持ち忘れず、更なる一歩を踏み出したい」と宣誓。

式典終了後に行われた記念事業では、湖南中卒業生の当時の恩師・PTAで結成され、活動が続いている合唱団「湖南コーラス」が、歌で新成人たちを激励。

新成人の指揮と一緒に、「大地讃頌」を歌う場面もありました。

また、成人者の思い出を振り返るミニ映画の上映では、懐かしい中学時代の仲間や自分達の姿に歓声があがりました。



## 町内小中学生 中国交流事業の報告

平成18年10月25日  
から29日の5日間、

町の国際交流派遣事業の一環として、町内の小中学生総勢24名が、中国天津市の小中学校を訪問し、現地の子供達と交流してまいりました。

最初に訪れた天津市和平区では、市の中心部にある中心小学校（児童数約三千人）と第21中学校（生徒数約四千人）を訪問しました。両校とも熱烈に歓迎してもらい、始めに教室の中に入り実際の授業を見学しました。

高度な授業内容や生徒の真剣な授業態度など、



日本とは大きく違っていることに皆が驚かされました。また、それぞれの学校において催された交流会では、相互に出し物を演じました。交流が始まる前は不安な気持ちを抱いていた子供たちも、少し



ずつ場の雰囲気にも慣れてきて、日本語や中国語での会話は出来なくても、漢字や英語を使ってお互いのことを語り合ったり、卓球・編物・折り紙などをして、年齢の上下に関係なく大いに親睦を深めてきました。

交流事業が終わった後は、天津市をあとにして北京市へ移動しました。北京オリンピックに向けて整備を進めている市内をバスの車窓から眺めながら、世界遺産に登録されている万里の長城・故宮・天壇公園、そして天安門前広場や北京動物園などを見学して回り、中国の広大な国土と偉大な歴史を体感してきました。

今回の交流事業に参加した子どもたちは、暮らしか文化の共通点・相違点を実際に見て学び、日中友好の大切さも感じ取ったと思います。この体験を生かしながら、これからの学生生活を充実させ、地域の発展や国際化にも貢献してもらえれば幸いです。



## 健康科学大学「学章」決まる！

9月広報誌で公募していましたが、健康科学大学の「学章」が決まり、12月25日大学で顕彰式が行われました。

みごと最優秀賞に輝いたのは、船津在住の三浦喜久夫さん。折茂学長から表彰状と副賞を受けとり、万遍の笑みをたたえていました。三浦さんがデザイン

した「学章」は、大学のシンボルマークとして早速、職員の皆さんの名刺や表彰状などに使われています。



最優秀作品 三浦喜久夫氏（船津在住）  
優秀作品 解良 武士氏（大学教員）  
佳作 渡辺 賢志氏（大学職員）



### 作品コンセプト

富士山麓にて、専門的な知識・技術や人間力・共創力を身につけ育成される人材を表現しました。中央左は人間（優れた人材）を表現し、中央右は富士山（日本そして地域社会）を表現しました。その人間と富士山の二つをつなぐように囲む輪は、専門的な知識・技術や人間力・共創力を表現しました。

# 申告準備は、お早めに！

申告期間 = 2月16日(金)～3月15日(木)



平成19年度町民税・県民税の申告受付が2月16日(金)から始まります。  
個人の町民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知した後、納税していただく仕組みになっています。  
今年の申告期限は、3月15日(木)です。忘れずに正しい申告をしましょう。

## 町・県民税の申告が必要な方は

今年の1月1日現在、富士河口湖町内に住所があり、平成1年中に所得があった方はすべて該当します。

1. 給与所得者の場合  
通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告してください。
  - 1) 給与所得以外に副収入(地代、家賃、報酬、配当などの所得)があった方
  - 2) 外注加工賃の支払いを受けた方
  - 3) 一定のところに勤務していない方、又は日雇いやアルバイトなどにより勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
  - 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする方
2. 給与所得者以外の方
  - 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった方
  - 2) 年金収入がある方で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする方
  - 3) 専従者控除の適用を受けようとする方
  - 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする方
  - 5) 所得証明書の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料の無い方

## 町・県民税の申告をしなくてもよい方は

- 1) 所得税の確定申告をした方(青色、白色専従者を除く)
- 2) 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がしてあり他の収入の無い方

## 確定申告が必要な方は

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える方
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない方
- 3) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える方
- 4) 事業所得、不動産所得のある方
- 5) 家事使用人などで、給与から所得税の源泉徴収がされていない方
- 6) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている方
- 7) 不動産を売却した方
- 8) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された方で、源泉徴収税額が正規の税額より少ない方
- 9) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする方
- 10) 給与等の源泉徴収につき災害減免法の適用を受けている方

## 申告するとき必要となるもの

- 1) 印鑑
- 2) 事業所得者・不動産所得者は、平成18年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等(収支内訳書等は必ず記入してください。)
- 3) 給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書(給与所得のある方のみ)
- 4) 社会保険料(国保・年金・介護保険料等)の支払額のわかるもの
- 5) 国民年金保険料控除証明書又は領収書(昨年からの申告書に添付しなければなりません。)
- 6) 生命保険料、損害保険料及び医療費等の支払証明書や領収書(医療費控除を受けられる方は、領収書の合計を各個人ごと、各病院ごとにあらかじめ計算しておいてください。)
- 7) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類(学生証、障害者手帳等)
- 8) 還付申告の方は、申告者本人名義の金融機関口座のわかるもの(通帳等)  
領収書等は事前に集計しておきましょう。過去の申告書がある場合は持参してください。

申告についての問合せ先

税務課 住民税係 TEL0555-72-1113(税務課直通)

町民税・県民税の申告時期です

!!



# 平成19年度申告受付相談日程表

【受付時間は、各会場とも午前9時から11時30分までと、午後1時から4時までです。】

地区	会場	受付日	対象地区・自治会・区会等
大石	大石出張所	2月16日(金)	中沢、上手、中村、下条
		2月19日(月)	東村、後藤、湯口、ペンション村、松風台
全地区	中央公民館	2月20日(火)	税理士による無料申告相談日(個人事業者の消費税申告等)
河口	河口出張所	2月20日(火)	第一自治会、第二自治会、第三自治会
		2月21日(水)	第四自治会、第五自治会、第六自治会
上九一色	上九一色出張所	2月21日(水)	精進、本栖、富士ヶ嶺地区
		2月22日(木)	精進、本栖、富士ヶ嶺地区
足和田	足和田出張所	2月22日(木)	長浜、西湖、根場、大嵐地区
勝山	中央公民館	2月23日(金)	勝山地区
全地区	中央公民館	2月25日(日)	平日に来られない方
勝山	中央公民館	2月26日(月)	勝山地区
小立	中央公民館	2月27日(火)	乳ヶ崎、西、河口湖ニュータウン
		2月28日(水)	林、久保、サンコーポラス河口湖
		3月1日(木)	八丁屋、県営住宅河口湖小立団地
全地区	中央公民館	3月2日(金)	税理士による無料申告相談日(個人事業者の消費税申告等)
船津	中央公民館	3月2日(金)	揚町、浜町、若松町、上町、松場町一・二丁目
全地区	中央公民館	3月4日(日)	平日に来られない方
船津浅川	中央公民館	3月5日(月)	湖南町一～三丁目、本町二丁目、大池
		3月6日(火)	七軒町一丁目～四丁目、南台一・二丁目、七軒町中
		3月7日(水)	富士見町一丁目～四丁目
		3月8日(木)	市道町、本町、高尾町
		3月9日(金)	上の段下、上の段中、上の段上
		3月12日(月)	高尾南町 富士見タウン 河口湖通一丁目・二丁目、船津待機宿舎
		3月13日(火)	大久保、宮森、浅川、県営佐郷津)、町営住宅、赤坂
全地区	中央公民館	3月14日(水)	指定日に申告できない方
		3月15日(木)	

日曜日も申告相談を受付けます。・・・上記日程表の 2月25日 と 3月4日 です。

申告期間中、役場での申告相談はできません。集落会場、地区会場もしくは2月23日以降であれば中央公民館にお越しくださいますようお願いいたします。

会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。

住民税の申告は国民健康保険税の算定や福祉施策などの大切な資料となりますので、所得がなかった方も必ず申告してください。

個人事業者の方の消費税申告相談を受付けますので、『2/20(火)・3/2(金)に実施する税理士による無料相談』をご利用ください。

## 住民税(町・県民税)の主な改正についてお知らせします。【平成18年12月号町広報誌もご覧下さい。】

住民税の所得割の税率が10%に統一されます。

各地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体の改革は、次の3つの改革を一体的に行うことです。

使い道が細かく決められ制約されている国庫補助金を廃止・縮減する。

廃止・縮減に見合った額を国から地方に税源移譲する。

税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させる。

このことによって、住民にとって真に必要な行政サービスを地方団体が自らの責任で、より効率的に行えるよう、国の所得税から地方の住民税へ3兆円規模の税源移譲が平成19年から行われます。

住民税の所得割の税率は、従来3段階の超過累進課税でしたが、これを所得の多い少ないに関わらず、一律10%(町民税6%・県民税4%)の比例税率構造に変えることになりました(平成19年6月徴収分から適用になります)。

なお、個々の納税者の所得税と住民税合計の負担額が変わらないよう、所得税の税率構造の見直しも併せて行います(平成19年1月から適用)。

定率による税額控除が廃止されます。

景気対策の一環として平成11年度から実施されてきた定率による税額控除が平成19年度から廃止されます。定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

この定率減税の額は、平成17年度分までは15%相当額(4万円が上限額)となっていたましたが、平成17年度の国の税制改正により平成18年度分は所得割額の7.5%相当額(2万円が上限額)となりました。また、平成18年度の国の税制改正により、平成19年度分から廃止されることになりました(平成19年6月徴収分から適用)。

高齢者の方々へ ~平成18年度から実施されている改正の内容

少子・高齢化が進行する中、高齢者と現役世代との世代間の税金負担のバランスを確保する観点から、平成16年度及び平成17年度の国の税制改正により、平成18年度分の個人住民税から、65歳以上の方々にも、低所得者に対する配慮を行いつつ、所得に応じたご負担をお願いすることになりました。

65歳以上の方の非課税措置が廃止されています

平成18年度から65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。

なお、平成15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、経過措置として、平成18年度は算出税額の3分の1が、平成19年度は算出税額の3分の2が、平成20年度は本来の税額が課税されます。

老年者控除(48万円)が廃止されています

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除(48万円)が、平成18年度分から廃止されました。

公的年金等に係る雑所得の計算方法が変わっています

65歳以上の方の公的年金等に係る所得金額の計算方法の「公的年金等控除額」が改正されました。

## 大月税務署からのお知らせ

TEL 0554- 22- 3153

### 確定申告の受付開始

確定申告は自分で書いて早めに提出しましょう。期限間際になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、ゆとりをもって早めに申告しましょう。

所得税の申告と納税は、2月16日(金)~3月15日(木)です。

なお、還付申告は1月4日(木)から受付けております。

贈与税の申告と納税は、2月1日(木)から3月15日(木)です。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は1月4日(木)から4月2日(月)までです。



(なお、大月税務署では土曜・日曜・祝日の相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送やe-Tax(国税電子申告・納税システム)等又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。)

所得税・事業税・住民税の共同説明会(所得税・事業税・住民税の書き方などについての説明会です。)

日時 1月30日(火) 午前10時~12時

場所 富士河口湖町中央公民館1階ホール

確定申告書作成相談会(消費税課税事業者及び年金所得がある方の申告書作成のアドバイスを行います。)

日時 1月30日(火) 午後1時~4時

2月 9日(金) 午前10時~12時・午後1時~4時

場所 富士河口湖町中央公民館1階ホール

税理士が行う無料申告相談

税理士会では、小規模事業者のための無料申告相談を行います。(事業所得、不動産所得及び雑所得の合計が300万円以下の方、又は、消費税の課税事業者で基準期間の課税売上高が、3,000万円以下の方が対象となりますが、年金受給者の方及び給与所得者の方も対象となります。)おいでいただく際には、計算器具・筆記用具等をご持参ください。

日時 2月20日(火) 午前10時~12時・午後1時~3時

3月 2日(金) 午前10時~12時・午後1時~3時

場所 富士河口湖町中央公民館2階

# 償却資産の申告はお忘れなく

「償却資産の申告書」は固定資産の申告です。償却資産の対象となるものを富士河口湖町内に所有する人は「所得税の確定申告や町県民税の申告」とは別に申告する必要があります。

## 申告期限

平成19年1月31日(水)

## 提出・お問合せ先

町役場税務課 固定資産税第2係(電話 72-1113)



## 「償却資産」とは？

土地・家屋以外で事業用として使用している資産です。減価償却資産(確定申告時に明細書または計算書に記載するもの)とおおむね同じものです。農業・漁業・個人商店・不動産経営などで減価償却資産として使用しているものは、事業用資産に含まれます。(具体例は下の表をご覧ください。)

## 申告の必要な人は？

富士河口湖町内に上記の「償却資産」を所有する人で、個人・法人を問いません。

## 申告の時期と方法は？

毎年1月1日現在に所有している「償却資産」について所定の申告用紙に記入して提出して下さい。(郵送でも受け付けます。)

申告書は同課にあります。(過去に申告または平成17年の確定申告書により、固定資産台帳に登録されている人には、申告書を郵送してあります。)

## 税額はどのようになるの？

資産ごとに、取得価格・法定耐用年数・取得後の経過年数を考慮して課税標準額(定率法による減価後の残存価格)を計算し、その合計額に1.4%の税率を掛けて算出した額が税額となります。

【取得価格に税率を掛けて税額を算出することはありません】

資産ごとの課税標準額の合計額が免税点(150万円)以下の場合、課税されません(ただし、申告は必要です。)

## 償却資産の対象となるもの(例)

業種	資産
アパート経営	舗装、フェンス、看板など
農業	田植え機、脱穀機、コンベヤー、コンバインなど
飲食店	テーブル、椅子、厨房用具、カラオケ、ネオンサイン、レジスターなど
小売店	陳列台、ショウケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、金庫、看板など
工場	施盤、プレス機、溶接機、切削工具、受変電設備など
サービス業	理容・美容器具、洗濯機、遊戯器具、テレビゲームなど
医院	医療器具、パソコンなど
建設業	フォークリフトなどの大型特殊車両その他建設工業設備など

自動車税・軽自動車税の対象となるものは、「償却資産」の対象になりません。

## 住民のみなさんからのご意見を募集します

# 富士河口湖町 障害者基本計画・障害福祉計画 策定作業中！

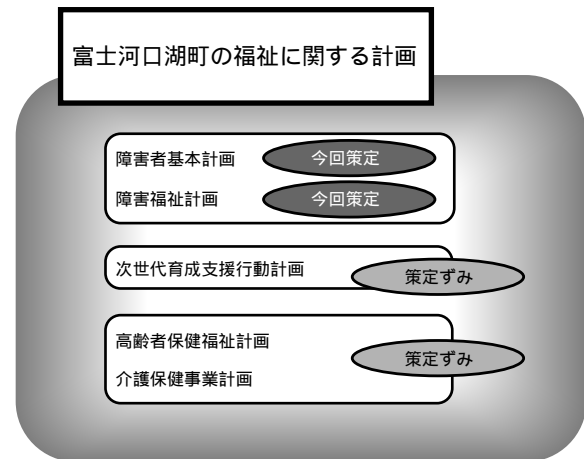
わたしたちの身の回りには、高齢で介護を必要とする人、障害のある人、そして子育てや家族の介護で悩んでいる人がいます。また、ひとり暮らしで話し相手のいない人など、いろいろな悩みや不安を抱え、何らかの助けを必要とする人々がいます。困り事を抱えている人を支援するためには、福祉の充実が必要ですが、その一方で、困り事や生活の仕方など、近年その内容は、多様化・高度化してきています。

本町では、障害のある方が人生の各段階において必要とするサービスを計画的に整備することにより、地域で自立した生活を安心して送ることができる社会の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

その一方で、わが国の社会保障制度は近年、めまぐるしい変革の中にあり、障害者についても、平成15年度には「措置制度」から「支援費制度」に移行し、また、平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行されるなど、新たな改革が現在進められています。

障害者自立支援法は、これまで別々に行われてきた身体、知的、精神の3障害に対する支援をひとつにまとめ、就労支援の強化、入所者等の地域生活移行を推進するなど、抜本的な改革内容を含んでいます。

これらを踏まえ富士河口湖町では、障害者の方々が地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、現在、町内から選んだ委員の方々をメンバーとする策定委員会のもと、本年3月の策定に向けて、「富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画」の策定作業を行っているところです。



## 障害福祉計画アンケート結果から

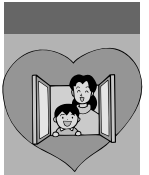
計画策定に先立ち、障害者の皆様に対してアンケート調査を実施しました(平成18年12月)。アンケート結果の全文は、町役場福祉推進課で閲覧できるほか、下記パブリックコメント期間には、各出張所や町ホームページで公表します。

## パブリックコメント(住民意見聴収制度)について

町では、これらの計画の素案がまとまり次第、計画を決めるに先立って、パブリックコメント(計画決定前に住民の意見を聴く制度)を行います。平成19年2月15日から2月24日(予定)まで計画(案)及びアンケート結果の全文を、町役場福祉推進課、各出張所に意見箱と一緒に設置します。

これらについては、パブリックコメント期間中、どなたでもご覧になることができますし、意見を出すことができます。また、町ホームページ(<http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/>)にも全文を掲載します。計画(案)についてご意見のある方は、2月24日までに上記意見箱、町ホームページ掲載のメールアドレスまたは役場福祉推進課ファクシミリ(0555-72-6027)あてにお出してください。





# ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給事業について

## 趣旨

ひとり親家庭の自立意欲並びに児童の勉学意欲を向上させ、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を図り、ひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

## 支給対象者

平成19年1月1日現在において、次のいずれにも該当する方に支給いたします。

- (1) 富士河口湖町内に住所を有する方
- (2) ひとり親家庭の父又は母であって、入進学児童を監護している方、又は養育者であって、入進学児童である父母のない児童を養育している方
- (3) 生活保護法に基づく保護を受けていない方

## 所得制限

右記、支給対象者の方でも、所得制限にかかる方は該当となりませんのでご了承ください。

- (1) ひとり親家庭の父又は母もしくは養育者が、前々年において所得税法その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき
- (2) ひとり親等の配偶者又は扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、基準額以上であるとき

## 支給額

入進学児童一人につき、10000円支給いたします。

## 申請方法

次の書類を富士河口湖町役場 福祉推進課児童福祉係へ提出してください。

- (1) ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給申請書
  - (2) 申請者と児童の戸籍の謄本又は抄本
  - (3) 世帯の全員の住民票の写し
  - (4) ひとり親等の所得の状況を証する書類  
(所得証明書)
  - (5) ひとり親等の配偶者又は、扶養義務者の所得の状況を証する書類 所得証明書
- ひとり親家庭等医療費受給者証を持つている方は、(2)~(5)の書類を省略することができます。必ず持参してください。
- 申請書(1)は富士河口湖町役場 福祉推進課(本庁舎1階)窓口にあります。

## 提出期日

平成19年1月4日~平成19年1月31日(土日、祝日は除く)

連絡先 町役場 福祉推進課 児童福祉係  
72 6028



## つどいの広場のお知らせ

福祉推進課では、こども未来創造館内においてつどいの広場を開催しています。寒い季節、外遊びができず、つつい自宅にこもりがちな親子さんにおすすめします。

### 【つどいの広場とは】

親子が気軽に来館でき、子どもがのびのびと遊べる場です。入館は、月・水・金曜日の午前9時~12時と午後1時~3時です。(入館時間内であれば利用は自由です。) 同じ年齢のこどもをもつ親子ともふれあえる場です。就学前のお子さんが対象になります。

つねに親子を温かく見守り子育てを応援する保育士や子育て相談・栄養相談日には、各種相談に応じる保健師や栄養士のスタッフもいます。計測コーナーがあり、いつでもお子さんの身長・体重が測れます。

### 【ボランティアの募集】

つどいの広場では、参加親子にスタッフと一緒にあそびの提供などをしてくれるボランティアさんを募集しています。(月・水・金曜日の10時~12時 興味のある方は、是非お問い合わせください。)

問合せ先 町役場・福祉推進課児童福祉係 電話 72 6028

### 【1月の活動】

日	曜日	主な相談・行事内容
5	金	
8	月	
10	水	
12	金	栄養相談 10~12時
15	月	育児相談 10~12時
17	水	育児相談 10~12時
19	金	
22	月	
24	水	
26	金	栄養相談 10~12時 お誕生会 11時~
29	月	栄養相談 10~12時
31	水	



## 総合窓口課からの お知らせ！

### 公的個人認証サービスの電子証明書の 有効期限は、発行から起算して 3年間です！

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を

受けている方への重要なお知らせ

平成16年1月29日よりスタートした公的個人認証サービスですが、本サービスの電子証明書は、発行の日から起算して3年間とされています。

(公的個人認証法第5条)

このため、平成19年1月29日以降、有効期間満了により電子証明証が順次失効する電子証明証が出てくることとなります。公

的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方は、電子証明証の有効期間を必ずご確認のうえご利用ください。また、ご利用いただきますようお願いいたします。



#### 【確認方法について】

電子証明書の有効期間は、住民基本台帳カードの券面には記載されていません。別途、電子証明書の写しや公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」等による確認が必要となります。

#### 【注意事項】

・公的個人認証サービスの電子証明書は、電子証明書発行の日から起算して3年間で有効期間が満了し失効します。

住民基本台帳カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください。

- ・失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。
- ・更新を希望する方は、町役場窓口で更新手続きをしてください。
- ・更新手続きを行った場合は、現在の電子証明書は直ちに失効します。また、新しい電子証明書の有効期間は手続の日から起算して3年間です。
- ・なお、現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

### 公的個人認証サービスの 電子証明書更新手続きを行うには？

公的個人認証サービスの電子証明書の更新手続きは、町役場窓口で手続きを行いますので、左記の持参するもの等をご確認のうえ、町役場窓口までご来庁ください。

【受付場所】町役場 総合窓口課(本庁舎1階)

【受付時間】8時30分～17時15分

(土日・祝休日及び12時から13時を除く)

【持参するもの】更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード、本人確認のために必要な資料(写真付の公的個人証明書・運転免許証、写真付の住民基本台帳カードなど)

【発行手数料】 500円

【問合先】町役場 総合窓口課 72-1114



## 家庭を守る防災対策

皆さんは、「災害」と聞いてどのような災害を思い浮かべるでしょうか。

日本は、季節の移り変わりがあり、また複雑な地形をしていることから様々な自然現象を生み出します。そして、時に思いもよらぬような災害が発生することがあります。

「地震」「台風」「火山噴火」「降雪」などそれぞれの自然現象は、各々異なる形で被害を及ぼす恐れがあります。

私たちは、あらゆる可能性の災害を想定して自分たちの身を守る必要があります。

これから、広報を通じて家庭で参考になるような防災対策や防災知識などを掲載していきます。



# 『西湖いやしの里 根場』 工芸・手芸工房入居者を募集します。

西湖いやしの里 根場には、現在12棟の茅葺家屋が完成し、後世に伝えてゆくべき工芸技術、伝統文化・風俗をテーマに資料展示、体験工房、飲食提供、地域特産品販売などを行い来訪者の皆様に懐かしい日本人の暮らしの味わいを満喫してもらい好評をいただいています。

ここで町は、来春以降完成予定の工芸用茅葺き家屋を使って工房(創作体験・作品展示)を営業していただく方(個人・グループ・法人)を募集します。興味のある方はお問い合わせください(作品等の販売についても相談に応じます)。



## 1 募集スケジュール

- ～平成19年3月12日(月):入居希望受付(応募用紙提出)
- 平成19年3月23日(金):書類審査結果発表
- 平成19年4月9日～13日:2次審査(面接・実演・提案)
- 平成19年4月18日(水):最終選考結果発表

## 2 実施主体 富士河口湖町、西湖いやしの里 根場

## 3 審査

### 1次審査:書類選考

### 2次審査:いやしの里において面接

- 審査基準
- 体験教室の内容が充実していること(バスツアー客対応など)
  - いやしの里にふさわしい内容であること
  - 地域づくり(いやしの里づくり)に参画する意欲
  - 地域交流や文化の普及への積極性
  - その他、独創性・話題性など

## 【参考資料】西湖いやしの里 根場

・体験工房用の茅葺き民家仕様:木造・茅葺き(兜造り)・平家建・床面積約100㎡間取:土間24畳×1、板の間16畳×1、事務所×1、トイレ×1、標準的な水回り配管、電気配線工事済み(居住は不可) 場合によっては2階建てタイプの利用も可能

申込み、問合せ 〒401-030富士河口湖町船津1700番地 町役場観光課 担当事務局:外川  
応募希望者のいやしの里見学対応可 TEL 72-3168 FAX 72-2817

## 食料品消費モニターの公募について

農林水産省では、食品の安全、食品の規格、表示及び価格動向、食生活など食に関して、広く消費者の皆様の意向を把握するため、食料品消費モニターを募集します。

### 応募資格

20歳以上の方(平成19年4月1日時点) 国及び地方公共団体の議員又は職員でない方、平成19年度中に他の食生活関係モニターに就く予定のない方、原則として、平成18年度の農林水産省食料品消費モニターでない方

募集予定人数 15名(山梨県内)

任期 依頼の日から平成20年3月31日まで

期限 平成19年2月28日(水)消印有効)

### 応募・問合せ先

農林水産省 関東農政局山梨農政事務所  
電話 055-226-6611(内線314)  
FAX 055-226-6642

## 山梨県消費生活相談員の募集要領 (公募分)

県では、地域における消費者の相談窓口となり、消費者問題に関する意見・要望をお寄せいただき、消費者と行政の橋渡し役となっていただく消費生活相談員を募集します。

### 応募資格

県内在住の20歳以上の者で、消費者問題に積極的に取り組む意欲があるもの(経験は問いません)

募集人員 30名

任期 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

応募期間 平成19年1月9日(火)から2月9日(金)まで  
尚、採用の場合は平成19年3月末までに連絡します。

### 応募・問合せ先

県庁県民生活課 消費生活担当  
TEL 055(223)1352  
FAX 055(223)1354